

2009年 6月 12日

アストモスエネルギー株式会社

## 当社関係会社への住宅・建築物高効率エネルギーシステム 導入促進事業に関する経済産業省・日本LPガス団体協 議会からの措置について

当社関係会社である九州アストモスガス(株)他7社は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助事業(以下、「本補助事業」という)において、補助金の執行機関である日本LPガス団体協議会の補助事業に係わる規定に定められた申請基準を満たさない事案に関し、不適切な補助金代行手続を行いました。

この為、九州アストモスガス(株)他7社は、日本LPガス団体協議会より当該不適切案件に係る補助金交付決定の取消及び6月5日付にてこれに伴う補助金の返還及び加算金納付、並びに経済産業省及び日本LPガス団体協議会より6月12日付にて補助金交付等の停止措置及び指名停止等の措置を受けました。

当社では今回の措置を厳粛に受け止め、各関係会社より日本LPガス団体協議会並びにエルピーガス振興センターに当該補助金及び加算金を6月8日付にて返還・納付完了しております。

今回の事態により、お客様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますと共に、再発防止に向けた取り組みを徹底致します。

## 記

### 1. 措置を受けた当社関係会社

東北アストモスガス(株)、アイツプロパン(株)、関東アストモスガス(株)、中部アストモスガス(株)、  
関西アストモスガス(株)、中国アストモスガス(株)、山田日之出ガス(株)、九州アストモスガス(株)

全て当社出資の販売会社

### 2. 経緯と違反事実

#### (1) 経緯

本補助事業においては、LPガスを使用した省エネ基準に適合する高効率給湯機器を購入したお客様に対し、その費用の一部を補助する補助金の交付について、販売業者が申請を代行する手続代行が認められております。

各関係会社が、代行申請手続の一部の事案において本補助事業の規定に違反した為、これに該当する補助金について交付決定の取消しとなりました。

#### (2) 違反内容

補助金交付の基準額以下でお客様が高効率給湯機器を購入されたにもかかわらず、基準額以上であるとして補助金申込の手続代行を行った。

補助金申請の受理通知を受けた後でなければ設置工事を行ってはいけないことになっているにもかかわらず、既に設置済みのものについて受理通知後に設置したとして手続代行を行った。

#### (3) 違反件数

九州アストモスガス(株)

141件(補助金額3,457千円)

その他7社合計

75件(補助金額1,787千円)

総合計

216件(補助金額5,244千円)

## 3. 措置内容

### (1) 経済産業省

2009年6月12日より12ヶ月間の同省所管補助金の交付及び同省所管委託契約の停止

2009年6月12日より8ヶ月間の同省所管指名競争入札における指名停止

### (2) 日本LPガス団体協議会

2009年6月12日より12ヶ月間の同協議会の取り扱う補助金の交付及び補助金に係わる手続代行業務の停止

2009年6月12日より8ヶ月間の同協議会の所管する契約に係わる指名停止

## 4. 原因と再発防止の取組

### (1) 違反原因

各関係会社において違反が発生した原因は次の通りと考えております。

各営業担当者並びに管理職において、本補助事業における補助金の適用要件についての理解不足があったこと。

本補助事業の利用において、手続代行業務を組織的に確認するコンプライアンスの仕組や体制が不十分であった為、各営業担当者の不適切な手続を発見出来なかったこと。

### (2) 再発防止の取組

違反原因を排除し、二度とこのような違反が発生しないよう、各関係会社に対し以下の再発防止策の構築を指示し、運用徹底を確認して参ります。

補助金利用における規則類のコンプライアンス規程類への追加

補助金利用実態についての月次管理徹底

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 佐藤 電話:03-5221-9720

e-mail:sota.sato@astomos.com

URL:http://www.astomos.com